

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月13日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 4 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(警務課)</p> <p>第 4 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(刑事企画課)</p> <p>第14条の 2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(捜査第一課)</p> <p>第15条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>手口捜査に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>警務課</td><td>企画室 自動車整備工場</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>別表（第44条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 駐在所の名称及び位置</p> <table border="1"><thead><tr><th>警察署名</th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	課	内部組織	[略]		警務課	企画室 自動車整備工場	[略]		警察署名	名 称	位 置	[略]			<p>(警務課)</p> <p>第 4 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復旧及び復興に関する企画、調査及び総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(20) [略]</p> <p>(刑事企画課)</p> <p>第14条の 2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>手口捜査に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(捜査第一課)</p> <p>第15条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>警務課</td><td>企画室 自動車整備工場 <u>災害復興推進室</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>別表（第44条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 駐在所の名称及び位置</p> <table border="1"><thead><tr><th>警察署名</th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	課	内部組織	[略]		警務課	企画室 自動車整備工場 <u>災害復興推進室</u>	[略]		警察署名	名 称	位 置	[略]		
課	内部組織																												
[略]																													
警務課	企画室 自動車整備工場																												
[略]																													
警察署名	名 称	位 置																											
[略]																													
課	内部組織																												
[略]																													
警務課	企画室 自動車整備工場 <u>災害復興推進室</u>																												
[略]																													
警察署名	名 称	位 置																											
[略]																													

岩泉警察署	[略]	
	田野畑駐在所	[略]
	平井賀駐在所	<u>下閉伊郡田野畑村羅賀</u>
[略]		

3 [略]

岩泉警察署	[略]	
	田野畑駐在所	[略]
[略]		

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年3月29日から施行する。